

改正後の具体的施策

改正条例に規定している市の施策

条例に基づく具体的な施策

協働による課題解決の促進施策

- ①地域拠点機能の強化
- ②人材育成
- ③団体育成
- ④課題、資源に関する情報共有
- ⑤支援情報の提供
- ⑥交流の場の提供
- ⑦市民協働モデル事業指定と支援措置
- ⑧優れた取組の表彰

- ① 公民館等、地域を支える職員の研修等の開催
- ② 大学、学校等と連携した人材育成
- ③ NPO法人基盤強化事業
区づくり推進事業地域活動部門の活用促進
- ④ つながる協働ひろばを活用した情報発信
課題解決ワークショップの開催
- ⑤ つながる協働ひろば「助成金なび」の拡充
- ⑥ 多様な主体の出会いの場の提供
課題解決ワークショップの開催
- ⑦ 現行市民協働推進モデル事業
現行特定公益事業指定と土地・建物の無償提供等の支援措置
- ⑧ 表彰

協働推進体制等

- ①コーディネート機関の設置
- ②協働によるあらゆる施策の見直し
- ③市への提案制度
- ④推進本部と設置と関係課への協働推進員の配置
- ⑤多様な主体の議論の場としてフォーラムの開催
- ⑥協働推進計画の策定と検証
- ⑦協働推進委員会(審議会)の設置

- ①ESD・市民協働推進センター
- ②協働推進員を配置し、各課の施策の点検を実施する。
- ③各課に協働での課題解決の取り組みを提案できることとする。
- ④現行の「協働推進会議」と同ワーキングチームの拡充
協働推進員：各課の施策を「協働」の視点で見なおすこと
各課の抱えている解決すべき社会課題に関する情報を提供すること。
市に対して提案された協働事業について検討し、必要な場合は実行する。
- ⑤市民協働フォーラムの開催
- ⑥推進計画の策定と検証
- ⑦推進委員会の設置